

事 務 連 絡
平成29年10月20日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所 様

ぜんこくDB企業年金基金

各種届出書の届出上の注意について

平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当基金における資格の取得日や掛金額等は、事業所様が定める就業規則や退職金規程等で定められおり、これをもとに当基金の規約が作られております。この基金規約は申すまでもなく厚生労働大臣の認可を受け施行されていることから、当然これに沿った取り扱いが求められるところです。

平成26年以降、国の社会保障審議会年金部会において、確定給付企業年金のガバナンスの強化について議論が行われ、様々な課題における方向性が示されてきている状況下においては、基金における適切な業務運営が重要となり、正確な届出はその根幹をなすものであります。

つきましては、一部【別紙】のような届出事例が見受けられますので、届け出の際は、就業規則や退職金規程等を確認のうえ届出をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、就業規則や退職金規程、育児介護休業規程等の変更は当基金規約の変更が必要となる場合がありますので、変更を予定されています事業所様は、事前に当基金へご連絡いただきますようお願いするとともに、今後とも適切な業務運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

事 例

① 育児休業や介護休業を当基金の加入者期間から除外している事業所様の場合
〔資格喪失届・資格取得届の提出もれ〕

- ・ 加入者の方が育児休業や介護休業を取得したときは資格喪失届を、また休業が終了（復職）したときは資格取得届を速やかに提出してください。

② 新規取得の場合
〔資格取得届の提出遅延、また退職金規程に基づかない日での届出〕

- ・ 資格取得者が発生した場合は速やかに届出をしてください。
- ・ 退職金規程等で資格を取得する日を確認してください。

③ 退職の場合
〔資格喪失届の提出遅延、また就業規則に基づかない日での届出〕

- ・ 退職をした場合は速やかに届出をしてください。
- ・ 定年退職の場合は、就業規則にて定年による退職の日を確認してください。

④ 昇給等の場合
〔基準給与届の提出もれ〕

- ・ 勤続年数や基本給などにより掛金額を決定している事業所様は、勤続年数や基本給などが変わるつど退職金規程で定める掛金額の確認を行い、変更が生じたときは基準給与届を速やかに提出してください。